

第3回 八尾市廃棄物減量等推進審議会・議事要旨

【日時】平成23年1月20日（木）午前10時～正午

【場所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長

吉川委員、前田(公)委員、

山崎委員、佐郷委員、小松委員、中西委員、高塚委員、

林委員、辻井委員、中野委員、梶井委員、

前田(吉)委員、西田委員、桶谷委員、笠原委員、北山委員

【欠席委員】花嶋委員、森本委員

【傍聴者】なし

【事務局】角柿部長、竹田理事、吉岡次長、

益井課長、田口課長、吉田課長補佐、西野課長補佐、

柳本係長、上谷係長、瀧澤副主査、松崎

1. 開会挨拶（事務局）

2. 委員出席状況

3. 配布資料の確認（事務局：西野課長補佐）

- ・事業系ごみの減量の方策について（パワーポイント資料）
- ・資料No.12. 事業系ごみの減量の方策について

4. 議事（議事進行：吉田会長）

（1）事業系廃棄物について

- ・資料説明「事業系ごみの減量方策について」（2～10ページ）（事務局）

前回不足しておりました廃棄物の区分について、事業系廃棄物にかかる事業者の責務のところまでご説明させていただきます。

事業系廃棄物について。廃棄物とは、人の活動に伴って発生するごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要になった液状又は固形状のものをいいます。お金を払って処理してもらうものが廃棄物で、お金を得ることができるものが有価物ということです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般に廃棄物処理法と呼ばれている法律の定義では、法律の第2条、第1項の中で、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と規定されています。昭和46年10月16日に、当時の厚生省からだされた通知によると、港湾、河川等の浚渫に伴って生じる土砂、漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂については、除外されています。

廃棄物の区分について。廃棄物はその発生形態や性状の違いから、産業廃棄物と一般廃棄物の2つに大別されます。資料4ページにそれぞれについて説明していますが、文章にするとわかり

づらいので、5ページの表で説明させていただきます。

ごみは、まず、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大別されます。産業廃棄物には21種類の品目があります。これに該当しないものは事業系の一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて、事業系廃棄物と定義しています。

家庭で出された、家庭における日常生活に伴い生じた廃棄物は、家庭系廃棄物ということです。

6ページに産業廃棄物の種類を区別した表があります。これは、八尾市で作成している「事業系ごみの減量と適正処理について」というパンフレットから抜粋したものです。この1～12は、どんな業種でだされたごみであっても産業廃棄物になるものです。7ページの13～21については、特定の業種から出されると産業廃棄物になります。8ページに産業廃棄物について図示したものがありません。京都市で作成された「産業廃棄物ってなんだろう」というパンフレットから抜粋しました。

1、2段目の「燃え殻」から「ゴムくず」までは、どんな業種から排出されても産業廃棄物になる品目です。3段目から5段目は、業種限定の産業廃棄物です。例えば、建設業から紙くずが出ると、産業廃棄物になります。畜産農業からでた動物のふん尿や死体は産業廃棄物になるということです。以上が、前回ご質問いただいた産業廃棄物の区分のおさらいです。

続いて9ページ、事業者の責務について。事業者はどんな責務を果たしていただかなければならないかについて、廃棄物処理法第3条に3点規定されています。1点目は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。2点目は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量化に努めなければならない。3点目は、ごみの減量、適正処理等について、国及び地方公共団体の施策に協力すること。と定められています。

10ページに、図示しています。事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物、事業系一般廃棄物にかかわらず排出事業者が責任を持って処理しなければならない。これを怠ると排出者責任を問われ、罰せられることとなります。

事業者から排出される物のうち、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者、有価物及び再資源化については、売却及び再資源化業者、八尾市においては、一般廃棄物については、許可業者または自己搬入ということになっております。

以上、前回のおさらいと事業者の責務についてご説明させていただきました。

○委員

液状、固形状のものは廃棄物に該当するが、化学会社や電力会社が排出する、煙や粉塵はどういう扱いになるのか。

○事務局

煙や粉塵については、大気汚染防止法に規定されています。

○会長

事業者の責務について触れられていたが、業界の立場から補足説明があればお願いしたい。

○委員

一般的に大型店舗と呼ばれているような店舗は、規模や形態に応じて取り組み方も色々かと思う。私どものような大型の複合施設だと、テナントも数多く入居していて、イトーヨーカ堂も一店舗という位置づけになる。テナントから排出される廃棄物は、かなりのウエイトを占める。各テナント

に適正に廃棄物を処理していただくため、分別を徹底する苦労がある。また、スーパー本体での、食品の売れ残りに関しては、トレーはリサイクル業者に引き渡す、ラップは廃プラとして産業廃棄物として処理する、食品は焼却に回すというような分別を行っている。紙一つとっても、再生できるもの、できないものに分ける。また、形状に応じて、段ボール、台紙に分別して排出している。どこも様々な取り組みをされている。大型の食品小売り業者に対しては、食品廃棄物の発生量とか、食品の再利用の状況を定期的に報告する義務が課せられている。また、事業所ごとに目標値が与えられていて、目標値を達成するために努力をしている。

関西地区では、関東地区に比べてこういった取り組みは遅れていると聞いている。

○委員

たこやきを買いにいったときのこと。作ったたこやきを廃棄しているのを、目の前で見た。作って一定の時間が経過すると廃棄するようなシステムになっていると聞いた。かなりの量の食品が廃棄されていると思う。飼料とか肥料にするために、完全に分別できているか疑問である。

産業廃棄物では、油やシンナー、塗料などは消防法でかなり厳しく取り締まりされている。抜き打ちで検査に来るので、会社内で決められた廃棄物の担当者は、常に緊張している。市として年に1回でも検査を行うと、廃棄される量が減るのではないか。

○委員

産業廃棄物はマニフェストでチェックされている。しかし、そういったものに限らず、廃棄物減量のために様々な努力をしている。今まで廃棄していた段ボール箱を、プラスチック製の通い箱に変更し、折りたたんで業者に返して、リユースしている。衣類も段ボールに入れられていたものを、トラック内のバーに吊るして搬入するようにした。使用しているハンガーもリユースしている。食品に関しては報告の義務が課せられているので、絶えずチェック機能が働いている。

○会長

たこやきの話。売れ残ったものは、値段を下げて店頭に置いている。お弁当なども朝作りたては高いが、夕方になると半額で売っていたりする。学生など助かっている。そういう努力をしても良いのではないか。商品のたこやきを捨てる事業系の一般廃棄物になるのか、産業廃棄物になるのか。

○委員

食品は、焼却に回る。関東地区の店だと食品はリサイクルに回り、飼料等になる。関西でもすべての店舗が、魚アラ、廃油を処理業者に引き渡してリサイクルしている。食品については地元でリサイクルする施設がないので、やむを得ず可燃物として焼却処理されているという状況。事業系の一般廃棄物として焼却処理している。

焼却するということは、当然ロスになっているわけなので、減らす努力をしている。捨てれば良いという考え方はまったくない。それによって利益が大きく左右されるので、これをどう減らすか考えている。しかし、どのくらいの数量が売れるか把握するのはとても難しい。永遠の課題である。

○会長

大手のスーパーで営業している食堂の食べ残しは、事業系一般廃棄物か。

○委員

そうである。食べ残しは水切りを徹底して、なるべく減量するようにしている。

○委員

最近は、事務所もリサイクルしていると思う。

イトーヨーカ堂で、家庭の不要品を集めてくれていた。靴、服等施設に寄付するのは条件があつて難しい。家には、捨てるにしても捨てるきれいなものがたくさんある。そういう問題は、どの家庭でも抱えていると思う。不要品の収集、有効利用を市でもやってもらえたらいい。ガレージセールするようなものでもないし、捨てるのはもったいない。イトーヨーカ堂で取り組んでくださって、とても助かった。

○事務局

市でリユース事業を実施すればよいのではないかという件、お答えします。曙町のリサイクルセンター学習プラザでは、不要品の交換コーナーというブースがあります。衣類、靴、靴などを譲りたい人、譲ってもらいたい人の情報を市役所に連絡していただいています。市政便りで定期的なPRもしています。赤ちゃん用品以外も扱っています。不要品がありましたら学習プラザに連絡をいただくようお願いいたします。

○会 長

タンス等の大型家具も扱っているのか。

○事務局

大型家具などの展示もしたいと思っておりますが、学習プラザではスペースの制約があり現状ではしておりません。小型の置物等のみ展示しております。

○会 長

私は西宮市、箕面市のリサイクル施設の見学に行った。大型のたんす、応接セット等を陳列していた。新品同様のものを無料で持って帰ることが出来る。箕面市ではいいもの置いてあっても持って帰る人が少ない。他市の人でも持って帰って良いことになっている。八尾市でもいろいろ工夫をされたらよいと思う。イトーヨーカ堂さんでは、集められた服はどうするのか。

○委 員

衣服は、海外へ寄付できるものは海外に送る。送れない物、衣類以外のものは概ね産業廃棄物になっている。

○会 長

養護施設では、運営資金が足りなくて困っていると聞いている。海外だけではなく、そういうところに送ることはできないのか。

○委 員

実際、現物を見ていただければわかるが、寄付できないものが多い。汚れていたり、やぶけていたりほとんどである。クリーニングして持って来てくださる方は少ない。その中でよいものだけをより分けている。

○委 員

私たち女性団体では、会員が商品を持ち寄って、年に何回かバザーを開催している。

衣類はクリーニングして持っていていただいているが、2～3年前までは売れていたが、今は売れにくくなった。売れ残ったものの保管場所に困っている。

瀬戸物、記念品など、新品のものも、値段をすごく下げても売れにくい。不況だといってもモノがあり余っている。老夫婦だけの住まいの方から、不要品の処分について相談を受けることがある。難しい問題である。

○会 長

システムづくりが重要。施設など、物が足りなくて困っているところもある。市が中心となって橋渡ししなければならない。不要品をどこに持っていけば有効活用できるかわからないので、捨てるか家に溜めておくかしかできない。本当に使ってもらいたいのであれば、衣類は洗濯しないとだめ。不要品をリユースできるようにしていきたい。

(2) 次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量化施策

- ・資料説明「事業系ごみの減量方策について」(11～17 ページ) (事務局)

現行の廃棄物処理基本計画における主な施策の進捗状況ということで、お手元の資料みどりのごみ編、こちらで施策としてあげていた件の進捗についてお話しします。

現行の計画の中で、①減量計画書作成の義務づけ、②廃棄物管理責任者の設置の義務づけ、③多量排出事業所への立入指導の3点については、それぞれ平成16年、17年に関連する条例、あるいは施行規則を整理させていただき、立ち入り指導等の条件整備をさせていただいたところです。

現状は、まだ運用ができていないので運用を図っていきたいと考えております。特に、③多量排出事業所へ対しては、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画や適正処理に関する実績報告書を作成していただく。また、廃棄物の減量や適正処理に関する業務を担当される、事業系廃棄物の管理責任者の選任届出の義務づけはさせていただいています。また、必要に応じて立ち入り検査ができると明文化をしていますが、現在のところ運用までは到っていません。④事業所向けの啓発活動や研修会の実施も施策としてあげています。これについては、事業所へ出前講座を実施しています。「事業系ごみの減量と適正処理について」という啓発用のパンフレットも作成しました。ご要望いただいた事業所に職員が出向いて実施したという形です。⑤効率的かつ柔軟な収集運搬制度については、平成18年度より、事業系一般廃棄物の許可制度を実施いたしました。事業系廃棄物は、事業者さんの責任で自ら適正に処理していただくという廃棄物処理法の主旨にしたがって、制度設計、運用をさせていただきました。

続いて、事業系一般廃棄物の収集体制について。まず、八尾市では、平成8年に5種分別の指定袋制を導入しました。この当時、事業系の指定袋を有料で排出していただくと同時に排出業者の自己管理という2つの体制がありました。それに加えて新たな制度で、平成18年度に事業系一般廃棄物の収集運搬業許可制度が施行され、許可業者の収集運搬を実施しました。その結果、適正処理を徹底しなければいけないということで、展開検査を実施しています。また、大口排出業者については、許可業者に移行していただくよう啓発指導を行っています。

次の計画の中で議論していかなければならないのが、事業系の指定袋のあり方についてです。事業者責任の観点から許可業者一本でいくのか、袋を存続させるのか、八尾市としてどういう方針を出すのか検討しなければならないという認識です。

続いて、事業系一般廃棄物の収集運搬制度の中身について。平成18年度に導入した収集運搬業許可制度は、定着するまで展開検査や啓発指導にかなりの時間と労力を費やして、ようやく現在に至っています。私は今年異動してきたところなので、苦労はあまり知らないが、先人はかなり苦労されたと聞いています。ようやく適正な排出、処理がされるようになってきましたが、依然、再資源化の余地のある食品残渣が多く含まれています。今後、事業系一般廃棄物の減量化をさら

に進めていくには、多量排出者への啓発指導の取り組みを進めていく必要があると認識しています。展開検査の様子は15、16ページの写真をご参照下さい。展開検査場は、焼却工場内にあります。パッカー車で運んできたごみを抜き打ちにぶちまけます。職員が袋を破って、不適正なものがないかチェックします。黒い袋に入っているので中身が何かわかりません。抜き打ちで検査をして、適正な排出の促進に努めています。食品残渣も多く含まれているという状態です。

続いて17ページ、事業系一般廃棄物の収集量等の推移をグラフに表しています。平成18年度以降に許可制度を導入していますので、自己搬入他というところに許可業者収集分を含んでいます。平成17年度に許可制度を導入する直前がピークで、約35,000tありましたが、許可制度の導入後、減少してきています。以上が事業系一般廃棄物に係る現行の取り組みについてです。よろしく願いいたします。

○委員

展開検査は職員で実施しているとのことだが、ひとつ提案したい。定年退職して、仕事がない人を雇用してはどうか。市の職員がするとコストが高いが、そういう人を使うとコストの削減になると思う。今コスト意識が高まっている。そういう人を募集されたらどうか。

展開検査で努力された成果、素晴らしいと思う。棒グラフを見ると、持ち込みがどんどん減っていることがよくわかる。これは検査の態勢がきちんと整ったからと思う。このパンフレットによれば、今後事業系一般廃棄物の減量化、再資源化を進める上でも、多量排出者に対する啓発活動に取り組んでいく必要がある。ますます推進することを一市民としてお願いしたい。一つ教えていただきたい。さきほどパワーポイントでみたが、一般家庭は5種分別で、事業系ごみは可燃、資源、埋立、複雑の4種分別である。プラが分別に入っていないが、可燃に含まれているのか教えていただきたい。

○事務局

冒頭申し上げましたが、廃プラは全部産業廃棄物に該当します。八尾市で今収集しているのは、事業系一般廃棄物なので、ここには入らない廃棄物です。

○委員

廃棄物の区分の中に記載がある「輸入された廃棄物」というのはどういうものを指すのか。以前、フィリピンやタイにコンテナで医療系廃棄物が輸出されて、問題になったことがあったが、輸入されたというのは聞いたことがない。

○事務局

法律の定義の中で輸入された廃棄物というのがありますが、具体的に何を指すのか認識していません。

○副会長

港で通関する前に、傷んでしまった食品、不備のある商品など、たまたま捨てざるを得なかったものを指すのではないか。量としてはほとんどない。

○会長

廃棄物として輸出入はできない。たまたま捨てざるを得なかったものということである。

○委員

前は欠席したのでわからないことがある。ごみ収集日に、今までは一緒に排出してあったが、最近はずっと分別されて排出されている。ごみは減量されているのか、隠れて廃棄されているの

かどちらなのか。

○事務局

事業系廃棄物は、確かにこのグラフを見る限りずっと減少しています。その要因は、いくつかあります。一つは、これまで市が収集していたものが許可制に移行したこと。それぞれの事業者が収集業者と契約しています。当然コストがかかるので、きちんと分別するようになりました。もう一点は、これまで市の焼却施設に入っていたものの中には、本来は入ってはいけないものも入っていました。検査をすることによって、そういう不適正処理を是正できたということです。

○委員

事業者の分ではなく、一般家庭の廃棄物はどうなっているのか。

○事務局

家庭から排出される廃棄物は、5種分別がかなり定着しています。

昨年、容器包装プラスチックとペットボトルの2種を分別項目に加えました。今まで可燃物として処理していた容器包装プラスチックとペットボトルが再生に回されたということで、燃やす量が減りました。可燃ごみのうち、4割近くが再生可能なものであるという予測でした。分別がかなりきちんとされているということです。

○委員

ものすごく減量が進んで、回収業者も楽になっていると思う。今まで排出されていたものはどこにいったか知りたい。

○事務局

事業系廃棄物については、なるべく廃棄物を減らすという事業者の努力の成果だと思います。一般家庭ごみについては、分別することによって減ってきています。スプリングマットなどの処理困難物は、メーカーや店舗と相談して返していただくということになっています。市としては、啓発を進めています。

○事務局

八尾市では、組成分析ということをやっています。家庭から出されるごみを、抜き打ちでピックアップして、ごみの構成されている種類を見えています。直近の詳しい数字は把握出来ていませんが、一見、可燃ごみ中の分別されていないごみの率はかなり低いという印象でした。ご家庭では協力していただいて、分別していただいているという認識です。

○会長

事業系の一般廃棄物を市に収集してもらう場合、処理費をお支払いする。家庭系は払わなくてよい。市に依頼するのと、許可収集業者の料金はどちらが安いのか。

○事務局

市が事業系のごみを収集する場合、料金は100円/袋、許可業者では月3~4千円かかります。

○会長

資料17ページのグラフで、平成17~18年以降、市の収集量は余り減っていないのはなぜか。許可業者にはほとんど移行していないようである。

○事務局

八尾市は、中小、零細企業が多いので、袋で排出を配布されるところがいまだに残っています。事業者に対しては、許可業者収集に移行するように啓発をしています。

○会 長

小さな商店のような零細企業が多いとしても、大手の事業者の排出するごみの量は圧倒的に多いのではないかと。その分はどうなっているのか。許可業者に移行しているのか、市が収集しているのか。

○事務局

大手スーパーなどは、すべて許可業者さんと契約されています。

○会 長

それにしても、減り方が少ないのではないかと。大手の排出している一般廃棄物はそんなに少ないのか。

○事務局

業種にもよりますが、許可制度に入る前から、ごみの収集日に間に合わない排出量の多い業者については、焼却施設へ直接持ち込んでいました。

○会 長

大口事業所の分は、このグラフの数字に元々入っているということ。

中西委員の疑問は、事業系ごみが家庭系ごみに混入しているのではないかとということ。その可能性はかなりある。この問題については、今後きちんと対応していかなければならない。

(3) 次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量化施策

- ・資料説明「事業系ごみの減量方策について」(18～22 ページ) (事務局)

食品リサイクル法と、現行の八尾市の事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度について。可燃ごみの中に、一定量の食品残渣が含まれています。再生利用をすることに主眼をおいた法律として、食品リサイクル法というものがあります。以前にも説明しましたが、もう一度簡単に説明させていただきます。食品リサイクル法は、大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、排出抑制と資源の有効活用を推進することを目的に制定された法律です。

まず、食品廃棄物の発生抑制に優先的に取り組んでいき、次に食品循環資源の再生利用及び熱回収ならびに食品廃棄物等の減量に取り組むという中で、環境負荷の少ない循環型社会の確立を目的にしています。

食品リサイクル法の中の食品廃棄物等は、具体的には製造段階で出てくる動植物性残渣、流通段階での売れ残り、消費段階、外食産業から排出される食べ残しを、肥料や飼料に再生するということをしています。こういった再生利用されるものを食品循環資源と呼んでいます。経済産業省が発行しているハンドブックを参考に作成しました。

次に、食品リサイクル法の個別の概要ですが、一つ目は、平成 13 年 5 月、飼料等にリサイクルを図ることを目的に設定したということです。対象となる廃棄物は製造加工上に生じるものです。二つ目は、対象となる食品廃棄物等は、食品の流通過程や消費段階で生じる食品の売れ残りや食べ残し、また製造、加工、調理の過程において生じる動植物性残渣です。家庭から排出される生ごみは対象外となります。

三つ目、食品リサイクル法で取り組まなければならない対象となる事業所は、食品メーカーなどの食品製造・加工業者、各種食品卸売、スーパー、コンビニなどの食品の卸売、小売業者、食堂、

レストラン、旅館などの飲食店等、食事の提供を行う事業者さんに行って頂くというものです。最後4つ目ですが、対象となる事業者は、設定されている実施率の達成を目標にします。食品廃棄物等の再生利用を実施する必要があります。年間100t以上の食品廃棄物を排出される食品関連事業者は、毎年定期報告を実施することを義務づけられています。国は、各業種ごとに再生利用の実施率の目標値を定めています。ここには記載されていませんが、食品製造業85%、卸売業70%等、目標値を定めています。

次は、食品リサイクル法の具体的な内容である農林水産省の資料です。まず、上段、A市にある事業所の循環資源をB市にあるリサイクル施設に搬入する場合。その場合、A市の許可が必要になります。後ほどお話させていただきますが、八尾市の現状では、東大阪や柏原など他市のリサイクル業者に持って行くことができません。条件緩和が必要となります。先程イトーヨーカ堂さんからお話がありましたが、八尾市の現状としては、やむを得ず焼却処理しているのが実態です。

下段に書いてあるのが、リサイクルループと呼ばれているもので、循環になっています。再生利用事業計画認定制度と呼ばれるものです。食品関連業者が排出した食品廃棄物由来の肥料や飼料でさらに生産された生産物等を、食品関連事業者が引き取るまでの計画を策定します。その認定を受けた場合は、許可がいりません。排出されたものを使って物を作り、循環の環が出来ます。八尾市の問題があるのは①のところですが、参考程度にご覧下さい。

問題点は2つあります。1点目が収集運搬車両。八尾市の中では、本市域内の運搬に使用する専用車両にすることとあります。2点目の許可条件の中にもありますが、搬入については、市長が指定する日時に行うということという決まりがあります。搬入先のリサイクル業者はたぶん民間の事業者さんということになるかと思いますが、その収集日時も市長が指定するというのはおかしいこととなります。他市に持っていくなれば条件緩和しないと持って行けません。現行の許可基準で食品リサイクルに取り組めるような制度にして、食品残渣のリサイクルを促進するということです。

次、これまでの計画の中の取り組みや、食品残渣のことを踏まえて、基本計画に盛り込むべき事業系一般廃棄物の減量化施策について。まず1点目は、食品リサイクルの促進、新規項目です。排出事業者と連携して減量、再資源化を図っていくために、現行の事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度を現行の食品リサイクル法に対応したものに整理し、早期の運用を図るということです。2点目、事業系指定袋のあり方の検討。さきほど、色々ご意見いただきましたが、これについても、八尾市としての方向性、事業所責任の観点を踏まえて、将来のあり方について方向性を明確にする必要があると考えています。これも新規項目です。

続いて、3点目、これが現行の計画の中で課題になっているところです。多量排出事業者に対する減量指導について。すでに条例や規則で制度化されているので、減量計画書、実績報告書の提出等を求め、減量に向けた啓発活動を行っていきます。事業系一般廃棄物の分別指導の効果ということで、展開検査で明らかになった、さらに資源化が可能な排出物については、事業所に分別指導を行います。紙くずとか段ボールがありますが、そういった資源化が可能なものについては、分別指導を行うということです。適正処理のための監視体制の維持強化ということですが、これも多量排出者に関連した施策ということになります。排出管理者選任届出制度をもって、排出物の把握に努めるとともに、監視体制の強化を図っていく必要があると考えています。

以上、5項目、5つの施策を、次期基本計画に盛り込んでいく考えです。

○会 長

次期基本計画に盛り込むべき事業系一般廃棄物の減量化施策として5項目のご提案があった。まず、1項目の食品リサイクルの促進に関して議論いただきたい。

○委 員

今の八尾市の基準では、八尾市の収集運搬許可業者しか収集できないので問題ないかと思うが、事業系一般廃棄物の可燃ごみは、他市へ流れる可能性はないのか。

○事務局

基本的には、その可能性はないはずです。ごみの収集運搬量と、どこのリサイクル施設に運ぶかを徹底して把握する制度にします。そこに違うものが混入することにはならないと考えております。

○委 員

分別して搬入すると思うが、可燃だけそのまま他市に行くということはないのか。

○事務局

今の八尾市の許可業者の中にはないと思います。処理費用が市域によって違います。大阪市の焼却施設の方がt当たりの焼却費用が安い。大阪市の業者に依頼すると、八尾市の数字には出てこないで、100%ないとは申し上げられません。しかし、契約相手や持ち込み先、見込み量など毎月集計しているので、この中ではありません。家庭系ごみに混入する量が若干あると聞いていますが、把握はできておりません。そこは是正していく必要があると考えています。

○委 員

行政は、事業系一般廃棄物の排出を充分把握されているか。市が直接収集する場合と、許可業者に任せる場合があるが、許可業者に任せる場合は、個々の業者が自由に契約するのか、地域割り等あるのか。

○事務局

食品リサイクルを実施するに当たっては、まず食品廃棄物を出す事業所からの委託を受けて、リサイクル許可業者が食品廃棄物を運びます。搬入先の再生事業場は、国などの認可登録を受けているところです。

○会 長

誰がどこに何を持っていつているかは把握できるのか。

○事務局

事業者が届出を義務づけています。

○会 長

排出業者も運搬業者も届けないといけないのか。

○事務局

まだ、確定したわけではありませんが、処理を依頼する排出事業者、運ぶ運搬業者、搬入先の処理業者、3者の確認をとるようにする予定です。

○副会長

食品廃棄物は、かなり水分を含んでいる。それだけを焼却場に持っていっても非常に燃えにくく、ものすごく迷惑なごみとなる。一方、リサイクル業者は、食品残渣専門に処理しているので、堆肥化したり、メタン発酵等で資源として活用する。食品廃棄物ばかりを積んだとしても、有効に使え

るということだと思う。おそらく、紙類など他の廃棄物を混載して焼却場に持っていくということはない。元々ベースが食品廃棄物だから、そのまま焼却場に持っていくと困ったことになる。

○委員

確認したい。資料 18 ページに記載があるように、食品廃棄物は、動植物性残渣、売れ残り、調理くず、食べ残しがある。食品リサイクル法の主旨は、これらを再生利用して循環資源にしていくということである。このうち動植物性残渣は、産業廃棄物に該当するので、ここで議論している基本計画の対象からは除外という理解でよいのか。

○副会長

動植物性残渣は、製造業からというシステムなので、例えばイトーヨーカ堂さんが出される残渣は一般廃棄物ということになる。

○委員

この経済産業省の表では、製造段階の動植物性残渣とあるが、それは対象外なのか。

○会長

例えば、まぐろ丸ごと仕入れてイトーヨーカ堂さんの店舗内で捌いた。この場合の頭やハラワタは産業廃棄物か、一般廃棄物どちらに該当するのか。

○事務局

事業系の一般廃棄物です。

○会長

動植物性の残渣は、例え大手業者から排出されたものでも一般廃棄物になるのではないかと。まぐろを捌いて刺身にする工程を製造段階というのか、流通段階というのかかわからないが、一般廃棄物であることは確かなのか。

○副会長

例えば、ケーキ屋さんが自分の店でケーキを焼いて、販売しているとなると、製造から含めて販売段階とみなされる。ところが、工場でケーキを焼いて、小売店に出荷するとなると、工場に出た卵の殻だとか失敗作とかは製造段階となる。八尾市内でも、食品工場で作って小売店に出荷されているところのごみは産業廃棄物である。食品廃棄物を収集してリサイクル工場に持って行く時、産業廃棄物と一般廃棄物が混在してもかまわない。効率よく収集する方が環境面でも望ましい。

○会長

例えば、豆腐の小売店では一般廃棄物だが、豆腐工場では産業廃棄物になるということか。

○委員

今回、食品リサイクルの促進ということで議論しているが、イトーヨーカ堂さんのいろんな取り組みについて伺った。食品リサイクル法を促進するに当たっては、条件緩和が必要ではないか。そのことが、関西が関東と比べて取り組みが遅れている要因になっているのではないかと。八尾市の場合、事業系一般廃棄物の中から食品リサイクルに回すためには、今のままでは中々進められないということで議論されている。リサイクルを進めるに当たって規制の緩和は必要だと思うが、規制を緩和すると、そのごみはどこにいつてしまうのかということになる。緩和は必要だろうが、一定の規制をはめた上でのリサイクルの推進という形が必要ではないかと思う。イトーヨーカ堂さんは、全国展開されているので、関東と関西の取り組みの差をよくご存じと思うが、どんな形で分析をされているのか。

○委員

詳しい資料を把握しているわけではない。関東の方が、地元で処理できる業者が多いという条件面で恵まれており、推進しやすい。

○会長

近畿圏の他市でも同じような規制があるのか、八尾市は遅れているのか。

○事務局

八尾市は、他市より規制が厳しくなっています。

○会長

規制をかけた上で他市で処理して、今おっしゃったような問題が起こっていると聞いたことがあるか。

○事務局

事務局で考えているのは、食品の再生ができるものに限って規制緩和をやっていきたいということです。可燃ごみは、従来通り市域内限定で処理すると考えています。

○会長

他市ではかなり推進しているということなので、よい点、悪い点を勉強されて、取り組んでいけば、おそらくそんなに問題は起こらないと思う。イトーヨーカ堂さんは全て燃やしているのか。

○委員

食品残渣は、廃棄して燃やしている。

○副会長

食品リサイクルを実施するとなれば、排出事業者に新たな費用負担がかかるのではないか。私たちは、ごみがきちんと資源として利用される方がいいと思うので、やるという前提で話しているが、イトーヨーカ堂さんはどう考えているのか。新たな費用負担も了承しているのか。

○委員

こちらに進出した時点で、もともと実施する予定であった。ただ、今の段階ではできない。条件が整えば、当然やりたいと考えている。

○会長

かなり負担は増えるのか。

○事務局

焼却費用が、t当たり14,200円、それに加えて収集費用がかかります。業者さんのそれぞれの契約額はわかりませんが、概ね3倍位の処理費用になると聞いています。

○会長

こんな時代なので、業者にがんばっていただきたい。食品リサイクルの促進に対する取り組みについて、事務局はどう考えておられるのか。

○事務局

食品リサイクルについては、平成18年に分離した事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可制の中で展開検査を行ってきました。検査当初は、産業廃棄物の混入がありましたが、適正処理に主眼をおいて検査を続けています。食品残渣がある程度混入していることは認識しています。事業系の減量施策として、食品残渣を減らすように取り組んでいかなければならないとは考えています。本審

議会の答申をいただいた上で食品リサイクルの促進に向けた整理を考えています。

○会 長

当審議会としては、食品リサイクルの促進については、事業系一般廃棄物の適正処理減量施策に寄与するもので、また国においても推進していく方向である。本審議会の答申を待たずに早急に対応すべきと考える。委員のみなさんはどのようにお考えか。答申を待っていたら時間かかるので、すぐに取りかかる方が良いと思う。みなさんの異議がないようなので、答申を待たずして早急に制度設計するように提案する。事務局は、どうお考えか。

○事務局

制度の整理を早急に進めていきたいと考えております。

○会 長

引き続き事業系指定袋のあり方について、何かご意見ご質問ないか。

○委 員

事業系指定袋については、明確に進めるとの記述がある。八尾市としては、事業系指定袋をなくす方向でいきたいということか。

○事務局

なくすかどうかということまでは、まだ考えていません。しかし、計画の中で方向性は示したいと思っています。

○委 員

もし、なくす方向でいくなら、小さな事業所が一般のごみに混ぜて排出してくるということが問題になると思う。

○事務局

市としても、その事は問題視しています。

○副会長

次期計画は今後 10 年間の計画になる。10 年間ずっと検討するというわけではないと思う。最長 3 年で結論を出していただけたらと思う。検討した結果どう進めていくか具体的に日程も決めていく。検討だけで終了させないようにしたい。

事業系指定袋の今後の方向性としては、①なくす、②現行のまま、③全部指定制へ移行する。の 3 つの方法が考えられる。神戸市、東広島市などでは、許可業者の収集分も全部指定袋にするという方法を実施している。事業系できちんと契約している分を明らかにする。そこから、処理費用も市が収入として得ることができるようにする。

○会 長

答申に盛り込む場合、審議会としてどういう方向性を示すかということになる。「検討します」という表現にするのか、「やめます」とするのか。審議会の議決によって検討していく。

他市の状況はどうか。

○事務局

他市では、おそらく有料化と指定袋制と同時スタートというところがほとんどと思われます。八尾市は先に指定袋で分別している。可燃ごみは許可業者収集又は指定袋でということになるが、費用はどちらかも負担している。ただし、不燃系のごみを指定袋で市が収集している。これが産廃ではないかといわれる分がある。その辺りも含めて、指定袋制そのものも見直さなければならない。

もちろん止めていくという方向性も持っている。しかし、北山委員のご指摘にもあったように、家庭系ごみの中に混入するのではないかという問題も含んでいるので、今すぐという形には出来かねます。

○委員

袋制を廃止するという話はどうなるのか。

○事務局

事業系ごみは4種類に分けられていて、事業者指定袋を買っていただいています。許可業者収集との費用負担の不公平さと、一般廃棄物と産業廃棄物の分類で不透明な部分も出てきています。そこでこの審議会でも審議していただいています。

○委員

事業系の指定袋も存続しておいて欲しい。住宅街にあるような小規模の事業所では、許可業者による収集が難しいのではないかと。

○会長

事業系の一般廃棄物に対して袋制を導入しているというのは、市が収集して、焼却処理することで、指定袋を廃止することは許可業者にすべて任すということである。許可業者が責任持って収集するので、許可業者の負担は増えると思うが、今、中西委員がおっしゃったような問題は起こらないと思う。

○副会長

一番考えるべきは、家族でやってるような小規模事業所のこと。家庭みたいな週に1、2回くらいの収集ですむようなところのことをみんなで考えていかなければならない。

○委員

事業系の指定袋制がはじまって相当年月が経過し、指定袋制の矛盾が露呈されている。資源、複雑、埋立ごみ、この全ては業種に関係なく産業廃棄物に指定されている。にもかかわらず、排出事業者は市から60円の指定袋を買って、市が収集する責任を負う。そういう矛盾もある中で、問題点を整理する時期に来ているのではないかと。可燃ごみについては、いろんな排出事業者の形態があるし、八尾市も広い。中西委員が懸念したように山の中に1軒事業所があって、そこに許可業者が2tや4tの車が入っていけるのかという問題もある。矛盾をはらんだ制度である。ここは慎重に指定袋制の原点に立ち帰って、考えるべきではないかと。他都市でも市が収集せざるを得ないような状況もある。市が収集できる範疇はどこまでかを規定していく時期にきている。

○会長

この審議会でも、われわれ素人では判断しにくいところがある。現状どうなっているか、問題点はどこにあるのかという説明を、市から提出していただきたい。そうしないとこの審議会でもまとめていくのは難しい。次回、八尾市の姿勢、他市の事例も含めてご説明をお願いしたい。

続いて、多量排出事業所に対する減量指導についてご意見ををお願いしたい。

○委員

事業所に対して、減量計画と実績計画書の提出を義務づけておられるということだが、その結果どういう啓発指導されているのか、具体例を教えてください。

○事務局

条例と規則だけを定めた状態なので、まだ具体的に運用まで至っていません。提出を求めるとい

うことを規則や条例ではうたっていますが、実際には提出していただけていないという状況です。

○委員

私は、去年参加していないのでわからないが、まだ実績はないのか。次期基本計画で盛り込む事業系一般廃棄物の減量化施策で、事業所向けの啓発活動、研修会の実施とある。事業所に出向いて出前講座を実施されたり、パンフレットで啓発活動をされていると思ったのだから。

○事務局

前期計画の中では、先程おっしゃった義務付けとか運用までを想定して挙げていましたが、制度までは作ったけれど、運用はまだです。次の計画では、具体的に運用して計画書をいただくなり、廃棄物管理責任者を配置し排出指導をしていただく。研修会の実施は、計画にうたっていた通り実施できたということです。①から③の分については、制度までで運用に至っていません。今後の課題となっています。

○委員

是非とも実施していただきたい。事業所に対して報告だけ義務づけ、運用ができていないと失礼である。

○会長

提出だけでなく、実績がよかった事業者に対して賞を出してはどうか。市民としては、この店は環境に配慮した優良店舗だと分かると、同じものを買うのであればここで買おうと思う。八尾市から、玄関に飾れるような賞状などを出す。そうすると啓発指導するより効果があるのではないかな。市としてそういう工夫をされていけばよいと思う。

○事務局

次回の審議会は2月24日(木)10時～から開催する予定です。詳細は別途通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副会長

少しPRさせていただきたい。1月22日(土)13:30～梅田のキャンパス京都大阪で、廃棄物資源循環学会が市民と学生のために「衣の循環」というセミナーを開催する。講演題目は、「これでいい衣類のリサイクル」と「衣類廃材からのものづくり」を予定している。ご興味ありましたら参加をお願いしたい。

○委員

「断捨離」という言葉を最近よく耳にする。自分にとって不必要なものを捨てて、シンプルライフスタイルを目指す意味である。必要なものは買っていいが、買うときには不要なものは捨てるということ。先程議題であがった衣類のことだから、子供の服を買って新品のままで置いてあったりする。若いお母さんたちが、幼稚園などで持ち寄って交換するようなサークルがあればいいのではないかな。リサイクルセンターに見学に行ったが、あそこは建物全体がエコにつながっている。素晴らしいと思った。プラスチックを分別するのも大変な様子も見学した。

○会長

審議会として、団体でリサイクルセンターに見学に行ってもいいと思う。

○委員

第6回以降、先々の会議の日程を、なるべく早く決めておいていただければありがたい。

○事務局

今後の審議会の日程は、出来る限り早く決めてみなさんにお知らせするようにいたします。

5. 閉会